

復興庁デジタル人材確保・育成計画【概要版】

令和8年9月

はじめに

本計画は、復興庁組織の特殊性（令和13年3月31日までの時限組織であり、職員は他府省庁からの出向者及び併任者で構成されている等）を踏まえつつ、復興庁が所管する情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を切れ目なく継続的に実施するため、これらの業務を担当する職員の体制を強化し、その体制を担う人材の確保・育成を図ることを目的に、以下のとおり「復興庁デジタル人材確保・育成計画」として策定するものである。

復興庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

1. 体制の整備・人材の拡充

復興庁では、サイバーセキュリティ対策を切れ目なく継続的に実施するため、その体制の確保に向け、機構・定員について検討し、必要に応じて機構・定員要求等を行う。

また、復興庁における人材は、現状、他府省庁からの出向者及び併任者で構成されており、一定の任期（2年程度）で交代すること及び新卒採用等を行っていないことを踏まえ、人材の拡充及び能力の向上のため、IT・サイバーセキュリティ関係業務に従事する職員に対し、IT・サイバーセキュリティに関する研修へ積極的に参加させることにより、人材の拡充及び能力の向上を図ることに重点を置いた取組を進める。

2. 有為な人材の確保

IT・サイバーセキュリティに関する知識を有する職員の復興庁への出向等について、積極的に各府省庁へ働きかけを行う等、各府省庁の協力のもと人材の確保に努めていくこととする。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

IT・サイバーセキュリティ関係業務に従事する職員に対し、デジタル庁が主催する情報システム統一研修や内閣官房国家サイバー統括室（NCO）が主催する研修に参加させる等、当該業務に従事する職員の能力の向上を図っていく。

4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

復興庁では、他府省庁からの出向者及び併任者で構成されており、一定の任期（2年程度）で交代すること、新卒採用等を行っていない現状であること及び令和13年3月31日までの時限組織であることから、キャリアパスを想定することが困難であるが、情報システムやサイバーセキュリティに関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

- ① 情報システムについて経験することが想定される課室と役職
 - i) 公文書監理官
 - ii) 庶務に関する事務を担当する参事官、参事官補佐、主査
 - iii) 広報に関する事務を担当する参事官、参事官補佐、主査
- ② サイバーセキュリティについて経験することが想定される課室と役職
 - i) 公文書監理官
 - ii) 庶務に関する事務を担当する参事官、参事官補佐、主査

5. 幹部職員を含む一般職員の情報リテラシー向上

復興庁では、幹部職員を含む一般行政職員のリテラシーを向上させるための取組として、以下の研修等を実施する。

○全職員向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ関係規程、情報セキュリティ対策等の理解
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 430～530 名程度（転入者を含む）
- ・実施時期：通年（年 1 回以上）
- ・実施方法：e-ラーニング形式

○課室情報セキュリティ責任者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティに係る責任者の責務と役割
- ・受講対象者：課室情報セキュリティ責任者
- ・受講予定者数：毎年 30～50 名程度（転入者を含む）
- ・実施時期：通年（年 1 回以上）
- ・実施方法：e-ラーニング形式

○職員等向け自己点検

- ・点検内容：情報セキュリティに関するリテラシー
- ・点検対象者：全職員（各セキュリティ責任者向け項目を含む）
- ・点検予定者数：毎年 430 名程度
- ・実施時期：毎年 10～11 月頃
- ・実施方法：自己点検票の配布

○全職員向け標的型攻撃メールに対する教育訓練

- ・訓練内容：標的型攻撃の模擬メールを受信した職員の対応確認
- ・訓練対象者：全職員
- ・訓練予定者数：毎年 430 名程度
- ・訓練時期：年 3 回程度
- ・実施方法：訓練メールの送付